
プロジェクト **のれんの会計処理及び関連する開示の検討**

項目 **のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直し**

本資料の目的

1. 審議事項(4)-1にあるように、当委員会は、のれん償却前営業利益に関する情報の提供のための見直しについて、次の２段階で審議を進めることとしている。
 - (1) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討する。
 - (2) 企業会計基準等の改善をもたらすと判断される場合には、企業会計基準等の開発を行う。
2. 本資料は、前項(1)の検討を行うにあたり、これまでの議論の整理、現行の取扱いの確認及び検討の進め方についてお示ししている。本委員会においては、これらについてご意見をいただきたい。

これまでの議論の整理

(のれん償却前営業利益に関する情報の提供に関するテーマ提言の内容)

3. 第 582 回企業会計基準委員会（2026 年 8 月 10 日開催）において、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）より、のれんの会計処理及び関連する開示について、次のテーマ提言がなされた。

償却費を営業費用に計上する会計処理の下で、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが会計基準の改善をもたらすかどうかについて検討すること。会計基準の改善をもたらすと判断される場合には、会計基準の開発を行うこと。

(テーマ提言までの取組みにおいて聞かれた意見)

意見聴取で聞かれた意見

4. 基準諮問会議に対して提出された「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」のテーマ提案書では、「のれん償却費の計上区分変更」に関して「現在、販売費及

び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する」ことを検討することが提案されていた。

5. 第54回企業会計基準諮問会議（2025年7月11日開催）において、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」の提案により会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者への意見聴取を実施することを当委員会に依頼することとされた。
6. 当委員会は基準諮問会議からの依頼に基づき、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取を実施した。この意見聴取において、主に次の事項について意見聴取の対象者のご意見をお伺いした。

のれんの会計処理（非償却の導入）

（略）

のれん償却費の計上区分

- (3) のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- (4) 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
 - ① のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
 - ② （販売費及び一般管理費に計上したうえで）のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
 - ③ IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」（management-defined performance measure：MPM）に相当する指標を開示する。

7. 意見聴取において、のれん償却前営業利益の表示については、主に次の意見が聞かれた。

支持する意見

- (1) のれんの償却費の営業利益への影響に関する理解の促進
 - ① 会計基準を大きく変更しなくても、営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることにより、投資家が「本来の収益力」と「償却の影響」を正確に判別できるようになる。

- ② 個人投資家に向けた説明が容易になることが想定される。
- ③ 企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から一定の効果があると考えられ、企業の IR で実際に表示している。

(2) 実務上の課題の解消への貢献

- ① 「のれん償却前営業利益」のように表示上の工夫を行うことにより、のれん償却費を営業外費用や特別損失に変更したり、比較可能性を損なう償却と非償却の選択制を導入したりする必要がなくなる。

支持しない意見

(3) 投資家の判断への影響

- ① 任意でのれん償却前営業利益を表示することは現在も可能であるが、表示しても資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。
- ② 「のれん償却前利益」などの独自指標の導入は、かえって投資家にとって不透明な情報となり、企業の恣意的な業績操作（利益の底上げ）に利用されるおそれがある。
- ③ 投資家やアナリストは、既に EBITDA 等の非 GAAP 指標を用いて企業価値を評価しており、会計上の区分を変更することは、価値評価の本質的な解決にはならない。償却費の計上区分の変更を検討するよりも、経営者が独自に示す「マネジメント業績指標（MPM）」などの任意開示や、IR の充実を通じて説明責任を果たすべき領域と考えられる。

情報要請で聞かれた意見

- 8. 第 56 回企業会計基準諮問会議（2026 年 3 月 13 日開催）において、これまでに収集した情報の整理をウェブサイト公表し、基準諮問会議においてテーマ提案に関する判断を行うための材料として上乗せすべきものがないかどうかについて、基準諮問会議は情報要請を行うこととし、これまでに収集した情報の整理に対して強い意見を有する利害関係者が存在する場合には、必要に応じて追加的な公聴会の開催を当委員会に依頼することとされた。
- 9. 基準諮問会議は 2026 年 4 月 1 日に、「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請文書を公表した（コメント期限：2026 年 6 月 5 日）。この情

報要請文書に含まれる質問項目のうち、のれん償却前営業利益に関する情報の提供に関連するものは次のとおりである。

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する情報要請

(質問 4)

のれん償却費計上区分の変更を支持する理由又は支持しない理由として、本文書第 25 項から第 27 項に挙げた理由¹ (E-1、F-1 から F-2、G-1 から G-2、H-1) 以外の理由や観点がある場合には、その理由等をお示し頂きたい。

10. 前項の情報要請文書に対して寄せられたコメントから得られた追加の見解は、主に以下のとおりである。

(1) 会計基準の信頼性の低下のおそれ

- のれん償却前営業利益を設けると、のれん償却費が本来は販売費及び一般管理費に含まれない異質なものと誤解を与えるおそれがある。これにより会計基準の信頼性が損なわれることを危惧する。

(2) 表示を強制する場合の負担

- 本来は任意であるべき指標の一律義務化は企業の負担を増す。IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」に倣い、重要性に応じた注記開示とするのが合理的である。

11. また、第 9 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会（第 579 回企業会計基準委員会）（2026 年 6 月 29 日開催）において、当委員会は追加の意見聴取を実施した。聞かれた意見の概要は次のとおりである。

(1) 現在、投資家が日常的に閲覧する利益指標はのれん償却後のものが主流であるため、のれんの有無にかかわらず全企業に対し、決算短信等で「のれん償却前営業利益」、「のれん償却前経常利益」及び「のれん償却前純利益」を制度的に開示要求することを提案する。投資判断に直結する利益に関連する指標（EPS、PER、ROE など）についても、のれん償却前の利益をベースにした指標を投資家が利用できる環境を整え、企業が適用している会計基準にかかわらず基本的な数値の比較可能性を確保し、M&A の促進のための投資家への情報提供の改善を進めるべきである。

¹ 本資料第 7 項に記載の理由が情報要請文書に記載されていた。

- (2) 個人投資家を含む多くの市場参加者が利用する主要な株式情報サイト等において、のれん償却前の利益が標準的な利益指標として表示されるよう、関係機関等と連携して環境を整備する必要がある。

第 55 回企業会計基準諮問会議で聞かれた意見

12. 第 55 回企業会計基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）において、「会計基準としての改善」について以下の意見が聞かれた。
- (1) いわゆる概念フレームワークの質的特性（意思決定との関連性、表現の忠実性など）が観点として考えられる。
- (2) (1)の質的特性のうち、特に比較可能性を重視すべきである。

第 57 回企業会計基準諮問会議で聞かれた意見

13. 第 57 回企業会計基準諮問会議（2026 年 7 月 27 日開催）において、次の基準諮問会議事務局の分析が示され、議論がなされた。

意思決定との関連性では、のれん償却前営業利益の欄を設けることで投資家への情報提供の工夫となり、のれん償却費を営業外費用又は特別損失として計上する必要はなくなると考えられる。基準諮問会議でも一定の支持が聞かれていることから、のれん償却前営業利益に関する情報提供を検討することが考えられる。ただし、本案には表示を強制することへの懸念も聞かれていることから、当該情報提供が会計基準の改善をもたらすかどうかについて ASBJ の検討に委ねることが考えられる。

14. 当日の議論において、聞かれた意見は主に次のとおりである。

支持する意見

- (1) 特に個人投資家にとっては、のれん償却前営業利益は EBITDA 等の指標より理解しやすい可能性もあることから、積極的に検討すべきと考える。
- (2) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについては、現実的な対応の 1 つと考えており期待している。
- (3) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについても、投資家として前向きな検討を期待したい。情報提供の方法については、様々な方法が考えられることから、適切な対応を検討することが望ましい。

- (4) 作成者の立場から、投資家から当該情報に関する説明を求められることがあり、一定の情報ニーズがあると認識している。のれん償却前営業利益に関する情報提供を強制開示とするか任意開示とするかについては、作成者のこれまでの開示実務に加え、利用者の情報ニーズも勘案したうえで、今後、議論を深める必要があると考える。
- (5) 参考情報ではあるが、現在の決算短信においても、投資家の経営成績の理解に必要な場合には、企業が経営管理上重視している指標（のれん償却前利益等）の任意の記載も可能になっており、実際に EBITDA 等を開示している企業がある。
- (6) 会計基準における償却期間及び償却方法の考え方の明確化、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しの両方について難しい論点であると考えている。このうち後者については日本基準と IFRS 会計基準では営業損益の構成要素が異なるため、のれん償却前営業利益の意味合いをどのように考えるかという論点があると考え。しかし、今回収集した意見を通じて把握された現状の課題や基準の改善につながる可能性がある事項として ASBJ において検討を行うことは有益であると考えており、事務局の提案に異論はない。

支持しない意見

- (7) 損益計算書の表示を安易に変更するべきではなく、のれんの償却費は現行でも注記されていることから、見直しが利用者にとって有用な情報をもたらすのかについて、十分な議論が必要であると考え。
- (8) のれん償却前営業利益を損益計算書本体で表示することについては慎重な検討を要する。のれん償却前営業利益は、発生主義会計による利益でもなければ、フリー・キャッシュフローでもない、不完全な測定値であり、のれん償却費をコストから除外した水増しした利益を表示することは、概念的な一貫性を欠く損益計算書を生み出すことになる。と考える。
- (9) 一定以上の分析能力を持った投資家を想定して会計基準を開発するという会計基準設定主体の役割を前提にすると、のれん償却前営業利益に関する情報提供は当該役割の範囲から外れると考える。
- (10) のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しについて、損益計算書の表示そのものを変更することに対して慎重な検討を求める意見もあることから、財務諸表利用者の利便性という観点を踏まえ、注記の拡充を含めた対応についても検討することが望ましいと考える。

現行の取扱いの確認**(のれん償却費の表示区分)**

15. 現行の日本基準は、のれんの当期償却額について、販売費及び一般管理費の区分に表示するとしている（企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 47 項）。その理由としては、次のとおり企業結合後の収益との対応関係やそれまでの区分の取扱いを挙げている。

企業会計基準適用指針第 10 号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 第 380 項

（前略）また、のれんの当期償却額は販売費及び一般管理費の区分に表示することとなる（企業結合会計基準第 47 項）。これは、次の理由によるものと考えられる。

- (1) のれんの規則的な償却を行う方法を採用した理由として、企業結合会計基準第 105 項では、「企業結合の成果たる収益と、その対価の一部を構成する投資消去差額の償却という費用の対応が可能になる」こと、また、「のれんは投資原価の一部であることに鑑みれば、のれんを規則的に償却する方法は、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっての利益とみる考え方とも首尾一貫している」とされている。したがって、企業結合後の収益が営業収益に計上される限り、のれんを含む投資原価の償却分も営業費用に計上し、投資原価の回収状況を営業損益として表示することが企業結合会計基準の趣旨に合致するものと考えられたからである。
- (2) 従来から、連結調整勘定（借方）の当期償却額は、販売費及び一般管理費の区分に表示するとされていたことによる。

(販売費及び一般管理費の表示方法)

16. 企業会計原則では、販売費及び一般管理費は適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載することとされており、具体的な分類方法の定めは置かれていない。

企業会計原則 第二 損益計算書原則

（営業利益）

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を表示する。

F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。
販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。(略)

17. また、ASBJ が公表した企業会計基準等は、のれん償却費の総額を損益計算書本表又は注記において個別開示することを求めている。一方、企業会計基準第 17 号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下「セグメント情報開示基準」という。)は、のれんに関する報告セグメント別情報の開示を求めており、企業が開示する報告セグメントの利益(又は損失)の額の算定にのれんの償却額及び負ののれんの償却額が含まれている場合、企業は各報告セグメントのこれらの金額を開示しなければならないとしている(セグメント情報開示基準第 21 項(4))。

検討の進め方

(意思決定との関連性の観点)

18. 本資料第 1 項のとおり、検討の第 1 段階では、企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて検討を行うこととなる。この点、本資料第 12 項(1)のとおり、基準諮問会議でもいわゆる概念フレームワークの会計情報の質的特性が観点として考えられるとの意見が聞かれているように、のれん償却前営業利益に関する情報提供を行うことにより、財務報告がその目的により適うこととなるかを検討することが考えられる。
19. ここで、我が国の会計基準の体系において、正式に位置付けられた概念フレームワークは存在していない。しかしながら、討議資料「財務会計の概念フレームワーク」(以下「CF 討議資料」という。)は、その開発当時の日本基準の考え方を整理したものであり、その内容のほとんどは現在でも有効なものと考えられる。このため、次項以降においては、CF 討議資料に基づいて会計情報の質的特性の観点から検討を行う。
20. CF 討議資料では、会計情報の基本的な質的特性について次のように述べられている。

討議資料「財務会計の概念フレームワーク」第 2 章 会計情報の質的特性

〔会計情報の基本的な特性： 意思決定有用性〕

1. 財務報告の目的は、企業価値評価の基礎となる情報、つまり投資家が将来キャッシュフローを予測するのに役立つ企業成果等を開示することである。この目的を達成するにあたり、会計情報に求められる最も基本的な特性は、意思決定有用性である。すなわち、会計情報には、投資家が企業の不確実な成果を予測するのに有用であることが期待されている。
2. 意思決定有用性は、意思決定目的に関連する情報であること（意思決定との関連性）と、一定の水準で信頼できる情報であること（信頼性）の2つの下位の特性により支えられている。さらに、内的整合性と比較可能性が、それら3者の階層を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能する。

21. また、意思決定有用性を支える下位の特性の1つである意思決定との関連性については、「会計情報が将来の投資の成果についての予測に関連する内容を含んでおり、企業価値の推定を通じた投資家による意思決定に積極的な影響を与えて貢献することを指す。」（CF 討議資料第2章第3項）とされている。
22. 前2項の財務報告の目的及び会計情報の質的特性を踏まえると、のれん償却前営業利益に関する情報提供が投資家の意思決定に役立ち、意思決定との関連性が高まることとなる場合には、当該情報提供を求めることが会計基準の改善につながると考えられる。
23. この点、国際的な会計基準の動向として、IFRS 会計基準では、企業の財務業績に関してより透明性と比較可能性の高い情報を投資者に提供することによって、より良い投資意思決定を可能とするため、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第18号」という。）が2024年4月に公表された。IFRS 第18号では、損益計算書の比較可能性を高めるため、定義された小計を表示することをすべての企業に要求するとともに、追加的に小計を表示するかどうかの考え方を定めている。
24. また、IFRS 第18号では、経営者が定義した業績指標（MPM）について、IFRS 会計基準で定義されていない指標ではあるものの、投資家にとって有用な情報であるとして、当該指標に関する情報の開示が求められている。
25. さらに、情報が過度に要約されたり詳細すぎたりすることのないよう、項目の集約及び分解する方法について定められている。営業費用の分解情報に関しては、一部の性質別費用の情報については表示又は開示が求められている。この性質別費用には、減価償却費及び無形資産の償却費が含まれている。この点、米国会計基準においても、細かな相違点を除き、同様の開示が求められている。

26. 本資料第 23 項から前項までに記載した国際的な会計基準における考え方も参考にして、のれん償却前営業利益に関する情報を提供することにより、意思決定との関連性を高めることにつながるかどうかを検討することが考えられる。

(比較可能性の観点)

27. 本資料第 12 項(2)のとおり、基準諮問会議の委員より、意見聴取において比較可能性についての言及が多かったことを踏まえ、比較可能性の観点を重視すべきとの意見が聞かれている。これは、のれんを非償却としている IFRS 会計基準を適用する企業の損益計算書との企業間の比較可能性の観点と考えられる。また、企業間の比較可能性の観点で個人投資家の判断において誤解を生じさせないようにすることの重要性についても指摘がなされている。
28. 他方、営業利益の構成要素が日本基準と IFRS 会計基準で異なることにより、企業間の比較可能性の観点ではのれん償却前営業利益に関する情報提供の位置づけが論点となるとの指摘もなされており、この点も踏まえて、のれん償却前営業利益に関する情報を提供することにより、どのように IFRS 会計基準を採用する企業の損益計算書との比較可能性を高めることにつながるかを検討することが考えられる。

(検討の進め方に関する事務局の提案)

29. 前項までを踏まえて、のれん償却前営業利益に関する情報提供のための見直しが企業会計基準等の改善をもたらすかどうかについて、次の 2 つの側面から検討を進めることとしてはどうか。
- (1) のれん償却前営業利益に関する情報提供が意思決定との関連性が高まることとなるかどうか、国際的な会計基準における情報の集約や分解及び小計の表示に係る考え方を参考としながら検討を行う。
 - (2) のれん償却前営業利益に関する情報提供により、IFRS 会計基準を採用する企業の損益計算書との企業間の比較可能性が高まるかどうかを検討する。

ディスカッション・ポイント

本資料のこれまでの議論の整理及び現行の取扱いの確認についてご質問があればいただきたい。また、検討の進め方に係る事務局の提案についてご意見をいただきたい。

(別紙1) 第8回公聴会までに聞かれた主な意見(情報要請文書別紙2「意見聴取における質問項目ごとの意見の整理」より引用)

のれん償却費計上区分の変更

A10. のれん償却費計上区分の変更に関する意見聴取対象者への質問は次のとおりである。

- C. のれん償却費の計上区分を変更する改正を支持するか。
- D. 支持する場合、以下のいずれを支持するか。また、その理由は何か。
 - (a) のれん償却費を販売費及び一般管理費から営業外費用又は特別損失とする。
 - (b) (販売費及び一般管理費に計上したうえで) のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する。
 - (c) IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標」(management-defined performance measure : MPM) に相当する指標を開示する。

A12. 質問D(b)及び(c)に関する意見として主に次が聞かれた。

- (1) のれんの重要性が高まる中で、一般投資家にその存在や影響を理解してもらう仕組みが必要であり、国際基準であればのれんの価値の対前年比の見える化、日本基準であれば営業利益の前に「のれん償却前営業利益」を追加するなど、実務的に見える情報提供の工夫が必要と考える。(財務諸表利用者)
- (2) のれん償却前営業利益を設定すれば償却の影響を調整することができ、営業外費用や特別損益への区分変更は不要になると考えている。(財務諸表利用者)
- (3) 質問Dのいずれの方法でも利用者の工夫により調整は可能であるため、基本的には中立ではある。3つの選択肢の中では、質問D(b)案について、のれん償却費が每期明確となるという点で最も好ましい。質問D(c)案については、IFRS第18号とのコンバージェンスの観点から好ましいが、精緻な調整表の継続的開示が必要である。(財務諸表利用者)
- (4) 質問D(b)及び(c)案では個人投資家による価値評価の状況は変わらないと考えられる。(学識経験者)

- (5) 質問 D(b) 及び(c) 案では資本市場において正しく評価してもらえないというのが現実であり、効果がないと考える。(財務諸表作成者)
- (6) 質問 D(c) 案では、非 GAAP 指標の活用は恣意性の問題があり、また、営業利益に注目する投資家が多く存在することから根本的解決にならないと考える。(財務諸表作成者)
- (7) 質問 D(b) 及び(c) 案については、適切な定義をしたうえで、定義の説明を開示することと合わせて検討することが必要と考える。(監査人)
- (8) 質問 D(b) 及び(c) 案については不要と考える。ミスリーディングであり、投資家は企業が開示する非 GAAP 指標を基本的に信用していない。(財務諸表利用者)
- (9) 質問 D(b) 案については表示上の問題であり、会計処理そのものは現行の会計基準から実質的に変わらないため、スタートアップにとっての課題が解消され得るのであれば、反対はしない。(財務諸表作成者)
- (10) 質問 D(b) 案については、のれん償却費が営業利益に悪影響を及ぼしているというスタートアップ企業の懸念に低コストで応えることができ、また、企業結合の影響をより分かりやすく伝えられるという観点から、一定の効果があると考えられる。実際の IR 資料で示して、投資家とのコミュニケーションに活用している。(財務諸表作成者)
- (11) 質問 D(b) 案については、個人投資家に向けた説明が容易になることが想定され、かつ、のれんの償却費を営業費用として扱うことはのれんが有する超過収益力という性質と整合していると考えられる。(財務諸表作成者)
- (12) 質問 D(c) 案については日本基準が非上場会社まで適用されることを考慮すると、過度な対応と考えられるため支持しない。(財務諸表作成者)

(別紙2) 情報要請文書に寄せられたコメント

- のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持する。財務諸表利用者にとって営業利益の有用性は極めて高く、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」の「経営者が定義した業績指標(MPM)」ではなく本表上で当該情報が提供されることに意義があると考えられる。また、営業利益からの調整項目をのれん償却費に限定することにより、調整の範囲が明確となり、情報の理解可能性が向上する。さらに、のれん償却前営業利益という共通の尺度を提示することで、日本基準適用企業のみならず、IFRS及び米国基準適用企業との比較においても有用性が高まると考えられる。(財務諸表利用者)
- のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。財務諸表利用者にとって重要な利益指標は営業利益に限られず、純利益やそれを基礎とする指標(例えばPER)も重要な判断材料である。のれん償却を継続したままののれん償却前営業利益を開示したとしても、純利益は引き続きのれん償却後の水準で算出されるため、のれんの影響により純利益が低く見え、PERが相対的に高く見えるという問題は解消されない。その結果、営業利益と純利益の間で異なる情報が提示されることとなり、企業価値評価において利用者に追加的な調整を求めることとなるため、情報の有用性が必ずしも高まるとはいえない。このように、表示の追加により情報の断片化が進む一方で、評価上の主要指標に係る問題は解決されないことから、本改正を支持しない。(財務諸表利用者)
- のれんの償却費計上区分の変更を支持しない。営業利益の前に「のれん償却前営業利益」という指標を設けることは、のれんの償却費が異質なもの、あるいは本来、販売費及び一般管理費に含まれるべきでないものとの印象を財務諸表利用者にと与え兼ねない。これにより、会計基準そのものへの信頼性を損ねることを危惧する。(財務諸表利用者)
- のれん償却費を販売費及び一般管理費に計上したうえで、のれん償却前営業利益及びのれん償却費を表示する改正については、支持しない。本来、当該指標は経営者が自社の業績を説明するために用いる補助的な業績指標であり、その開示の要否は企業の判断に委ねることが適切である。現に、日本基準を適用する企業の中では、必要に応じて任意に開示されている例が多い。これを一律の強制開示とすることは、利用者にとって必ずしも重要でない企業にも開示を求める結果となり、情報の有用性に比して開示の負担が増加するおそれがある。この点については、IFRS 第18号「財務諸表における表示及び開示」における「経営者が定義した業績指標(MPM)」にならい、企業の重要性に応じて注記として開示させる方が、コストと便益の観点に照らして合理的であり、国際的な整合性の確保にも資すると考える。(財務諸表利用者)

- のれん償却費計上区分の変更は、会計会計基準上で手当する必要はないと考えます。すでに決算短信等で開示可能となっていますし、財務諸表外で開示すれば事足りると思います。ただ一方で、金融機関などでは ROTE 有形自己資本利益率など、のれん償却を戻して算定する比率を MPM として使用・開示しているケースも多く見られることから、のれん償却前営業利益などの小計区分に加え、各種比率も含めた MPM(経営者が定義した業績指標)については、財務諸表数値とのつながり・算定根拠を具体的に財務諸表の中で開示することを要求する企業会計基準の設定が必要なのではないかと考えます。(財務諸表利用者)

(別紙3) 第55回企業会計基準諮問会議で、比較可能性の観点について聞かれた意見

- 今回の意見聴取は会計基準としての改善が見込まれるかどうかという観点から行っているところ、この改善には多様な解釈があると考えられる。今回の意見聴取を通じて、比較可能性の改善が最も重要な論点ではないかと考える。実際に、公聴会議事録や資料では「比較可能」という用語が頻出していた。企業会計基準委員会(ASBJ)の討議資料「財務会計の概念フレームワーク」や国際会計基準審議会(IASB)の財務報告に関する概念フレームワークにおいて、比較可能性の質的特性の位置付けは基本的な質的特性よりも一段低いところにあるものの、利用者視点では特に重視される特性であると考ええる。公聴会で聞かれた意見の範囲では、機関投資家や格付機関等の利用者は自ら調整を行った上で企業分析や投資判断を行っているため、会計基準の変更による比較可能性の向上の便益は限定的である一方、日本の株価形成に大きな影響を持つ個人投資家を比較可能性の観点でミスリードしないことが重要であると考ええる。このため、解決策としては2案(①IFRSとの整合性を図る会計基準の改正、②のれんの償却を継続する場合は、損益計算書本表で「のれん償却前営業利益」の表示を強制し、個人投資家へ浸透を図る方法)あると考ええる。この両案のコスト便益や提案者が求める時間軸やスピード感を比較検討することが重要であると考ええる。
- 意見聴取の目標は、のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更の提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの結論を得ることであると理解している。今回の公聴会のASBJによる対象者への質問事項に対する回答を受けて、本提案により会計基準の改善に繋がるかどうかの判断の整理が非常に難しいと考えている。このため、次の基準諮問会議においては、この整理を事務局から示すことをお願いしたい。また、会計基準の改善に繋がるかどうかについては、概念フレームワークに従った整理を行うことが有用であると考ええる。具体的には、基本的な質的特性である目的適合性と忠実な表現の観点から整理を行った上で、補強的な特性である比較可能性及び理解可能性の観点から整理を行うことが有用ではないかと考える。忠実な表現の整理に関しては、ASBJではのれんの性質についてこれまで十分に議論を行ってきたため、のれんを償却する考え方と非償却とする考え方でどのような関係にあるのかを改めて整理する必要があると考ええる。
- 公聴会を受けての感触・意見について、財務諸表の国際的な比較可能性が重要な論点であると再認識した。また、仮にのれんの非償却の検討を進めるのであれば、固定資産の減損会計の影響や無形資産の会計基準の開発などについて検討する必要があると考ええる。一方、のれんの償却・非償却の選択適用の論点については恣意性の介入や財務諸表の比較可能性の影響があると考えられるため、テーマアップの観点からは優先度が低いと考

える。また、同様に、のれん償却費の計上区分の論点についても、テーマアップの観点からは優先度が低いと考える。

以 上